

三鷹市福祉 Labo どんぐり山研究開発事業費補助金 対象事業公募要項
(令和 8 年度)

1 事業の目的

三鷹市福祉 Labo どんぐり山条例（令和 4 年三鷹市条例第 25 号）の趣旨に沿って高齢者福祉の発展及び向上に取り組む団体等に対して、研究開発に要する経費の一部を補助することにより、その成果が三鷹市の高齢者福祉に貢献し、市民生活を豊かにすることを目的とします。

2 申請期間

随時（当該年度の予算上限に達し次第、受付を終了する場合があります。）

3 対象者

三鷹市福祉 Labo どんぐり山（以下、福祉 Labo）とともに研究開発に取り組む企業又は大学等

※研究開発とは…技術の高度化又は実用化、新たなサービスの開発、付加価値の向上等につながる調査、検証等を伴う活動をいいます。

※大学等とは……学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する大学及び高等専門学校その他市長が認める団体及び機関をいいます。

4 対象事業

以下のいずれかに該当する事業

- (1) 研究開発の成果が高齢者福祉に貢献し、市民生活を豊かにする取組であり、特定の者のみが成果を享受できるものではない事業
- (2) デジタル技術等最新の技術の活用や民学産公の連携により実施される事業
- (3) その他 (1) (2) に準じる事業

5 補助金額

補助対象経費（別表に記載のとおり）の 4 分の 3 以内の額又は補助限度額 50 万円のいずれか低い額を交付します。なお、補助対象事業の研究開発の成果が高齢者福祉における地域課題の解決に特に貢献すると市長が認めるとき（三鷹市特認事業）は、補助限度額を 100 万円とします。

※毎年度の予算の範囲内で交付されます。

※1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。

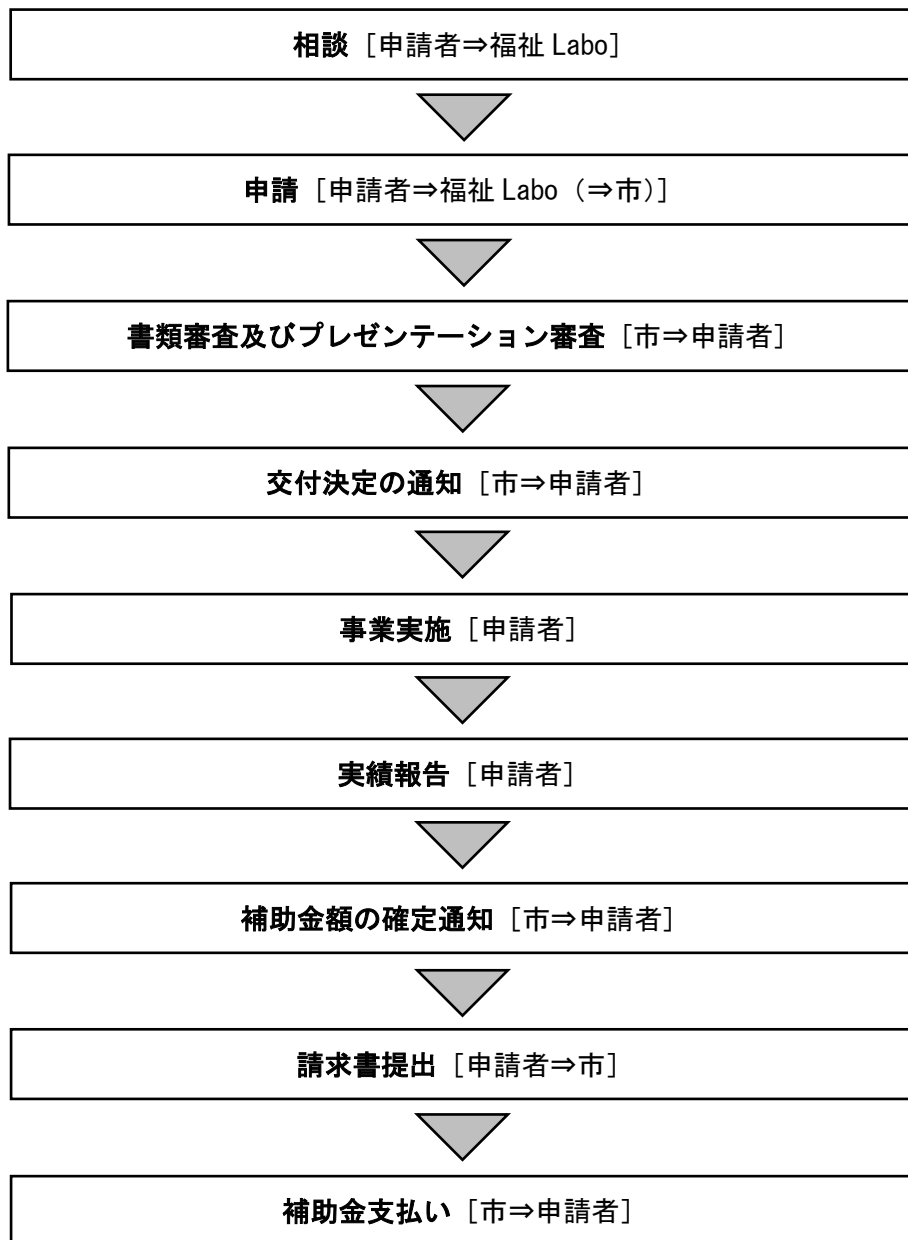
別表

経費区分	内容
研究開発費	研究開発に要する経費（ただし、補助対象者の製品、システムその他の使用に要する経費でないことを客観的に証明できるものに限る。）
物品購入費	材料及び消耗品の購入等に要する経費（ただし、パソコン、タブレット端末その他の通常業務又は運営に使用できる汎用性の高い物品を除く。）
外注費	研究開発の一部を外注する場合に要する経費 (1) 外注費は、対象経費の 4 分の 1 の額を上限とする。 (2) 外注の再委託は認めない。

その他市長が必要と認める経費	施設、物品等の賃借料、郵便料、運搬費、印刷費その他の研究開発に直接資する経費
----------------	--

- (1) 本補助金以外の補助金を受けている経費は、対象経費とすることはできません。
- (2) 各経費に係る客観的な証明書類（見積書や領収書、契約書等の写し）を提出いただきます。証明書類の提出ができない経費については、本補助金の対象経費とすることはできません。

6 手続きの流れ



7 担当部署

<福祉 Labo>

担 当：三鷹市福祉 Labo どんぐり山 三鷹市在宅医療・介護研究センター

住 所：〒181-0015 東京都三鷹市大沢 4 丁目 8 番 8 号

メー ル：info-fukushilabo@mitaka.or.jp

<市>

担 当：三鷹市健康福祉部高齢者支援課高齢者支援係

住 所：〒181-8855 三鷹市野崎一丁目 1 番 1 号

メー ル：koreisha@city.mitaka.lg.jp

8 相談・申請方法

本補助金は、福祉 Labo と連携して研究開発を行うことが前提となるため、以下の(1)～(4)の書類を仮作成し、三鷹市福祉 Labo どんぐり山 三鷹市在宅医療・介護研究センターに研究開発の実施可否を相談のうえ、申請となります。

※書類は、郵送・窓口持参・電子メールのいずれかにてご提出ください。

- (1) 開発事業費補助金交付申請書（様式第 1 号）（三鷹市 HP に掲載しています。）
- (2) 収支予算書（指定の書式でご提出ください。）
- (3) 事業実施計画表（指定の書式でご提出ください。）
- (4) 特認事業該当表（特認事業として申請する場合は提出してください。）

※その他、必要に応じ追加資料を求めることがあります。

9 審査

- (1) 書類審査

提出書類に基づいて書面審査を行います。

- (2) プレゼンテーション審査

プレゼンテーション審査を行います。時間については、別途通知します。研究開発事業の概要等について、申請者によるプレゼンテーションと質疑応答を行います。
※審査は、学識経験者等で構成される三鷹市福祉 Labo どんぐり山研究開発事業費補助金交付審査会が、これを行います。

10 交付決定

審査結果は、すべての申請者に文書により通知します。

11 補助金の支払い

- (1) 実績報告

補助対象事業が完了した日から 30 日を経過した日又は年度の末日のいずれか早い日までに、以下のア～ウの書類を、郵送、窓口または電子メールにてご提出ください。

ア 三鷹市福祉 Labo どんぐり山研究開発事業費補助金実績報告書（様式第 6 号）

※三鷹市 HP に掲載しています。

イ 研究成果報告書（指定の書式で提出してください。）

ウ 収支報告書（指定の書式で提出してください。）

エ 各証明書類（領収書等の写し）

(2) 補助金額の確定

(1)で提出された実績報告書に基づき、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、三鷹市福祉 Labo どんぐり山研究開発事業費補助金交付額確定通知書（様式第7号）により通知します。

(3) 補助金の請求、支払

(2)の確定通知を受けた額に基づき、請求書（三鷹市福祉 Labo どんぐり山研究開発事業費補助金交付請求書（様式第8号））を提出してください。

12 その他

(1) 成果報告

本補助金は福祉 Labo どんぐり山の取組と連動しています。福祉 Labo どんぐり山の事業において、当該年度の進捗に応じた成果報告（年度末の報告会での発表、福祉 Labo ウェブサイトでの公開等）をお願いする場合があります。

(2) 三鷹市福祉 Labo どんぐり山研究開発事業費補助金交付要綱について

本補助金に応募する際には、三鷹市福祉 Labo どんぐり山研究開発事業費補助金交付要綱（三鷹市HPに掲載しています。）を熟読し、その内容を理解したうえで応募いただきますようお願いいたします。

【担当】

三鷹市福祉 Labo どんぐり山 三鷹市在宅医療・介護研究センター

住 所：〒181-0015 東京都三鷹市大沢4丁目8番8号

電 話：0422-24-7099

メール：info-fukushilabo@mitaka.or.jp